

議案第三六号

都市計画法適用区域に関する件

都市計画法第一條及び本町都市計画法の指定並に
同法第二條及び三朝町大字砂原、三朝町山田、横手、大瀬
の全域を適用区域とする必要を望するものとする。

昭和三十三年六月二十七日提出

三朝町長 坂出雅



昭和卅三年六月廿七日

議決

東伯郡三朝町議會議長加藤幸太

原案可決

